

# 内閣機能強化の現状と今後の課題

内閣委員会調査室 たなか としゆき  
田中 利幸

## 1. はじめに

平成 13(2001)年 1 月に、省庁の大きくくり再編とともに、内閣機能の強化のための制度改革が実施された。これは、各省による縦割り行政や官僚政治の弊害、戦略的国策決定の場や政策のスピード感の欠如といった問題を背景として行われたもので、平成 13 年春に発足した小泉政権では新制度を駆使して数多くの構造改革を行い、従前の行政観は、大きく変容を遂げつつある。安倍政権では、独自の視点での政治主導や官邸機能の強化を志向し、平成 19(2007)年 1 月からの防衛庁の防衛省昇格などとあいまって、我が国の行政機構は、新たな展開を見せている。

本稿は、内閣官房及び内閣府の今後の方向性を展望する上で、省庁再編後 6 年を経過した今、改革の理念・方針がどのように具現化されたのか、その経緯と制度の運用実態を概観しつつ、官邸機能の強化等内閣機能の今後の課題につき若干の考察を試みようとするものである。

## 2. 内閣機能強化の背景

内閣機能や内閣総理大臣の権限の強化をめぐるのは、明治 18(1885)年の内閣制度創設以後、帝国憲法及び日本国憲法の制定や時勢の変化などに応じて、多様な議論がなされてきた。例えば、第一次臨調では昭和 39(1964)年に内閣府の設置や内閣補佐官の設置等が、また、第二次臨調では昭和 57(1982)年に無任所大臣・関係閣僚会議の活用、総合管理機能の強化等が提唱された。その後、いわゆる橋本行革として、平成 8(1996)年 11 月に設置された行政改革会議での論議、10(1998)年 6 月の中央省庁等改革基本法の施行等を経て、13 年 1 月の省庁再編が実施され、内閣機能の強化が図られた<sup>1</sup>。

この内閣機能強化の背景として、平成 9(1997)年 12 月の行政改革会議の最終報告では、「行政各部」中心の行政観と行政事務の各省庁による分担管理原則は、従来は時代に適合的であったものの、国家目標が複雑化し、時々刻々変化する内外環境に即応して賢明な価値選択・政策展開を行っていく上で、その限界ないし機能障害を露呈しつつあるとした。国政全体を見渡した総合的、戦略的な政策判断と機動的な意思決定をなし得る行政システムが要請されるとし、内閣が、憲法上「国務を総理する」という高度の統治・政治作用、すなわち、行政各部からの情報を考慮した上での国家の総合的・戦略的方向付けを行うべき地位にあることから、その機能強化を図る必要があるとしている。

最終報告では、改革の骨格として、内閣の「首長」である内閣総理大臣が指導性を十分に発揮できる仕組みが求められるとし、そのため、(1)合議体としての「内閣」が、実質

的な政策論議を行いトップダウン的な政策の形成・遂行の担い手となり、新たな省間調整システムの要として機能できるよう「内閣の機能強化」を図ること、(2)内閣が内閣総理大臣の政治の基本方針を共有して国政に当たる存在であることから「内閣総理大臣の指導性」を権能面で明確化すること、(3)「内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制」について、内閣なканずく内閣総理大臣の主導による国政運営が実現できるよう、抜本的変革を加え強化を図ることが必要とされた。

また、住専、薬害エイズ問題など「行政の失敗」の多発、公務員の非効率性等の弊害の顕在化、公務員の不祥事などを契機に、「官僚主導」から、選挙民の意思を背景とした政策を実施するための「政治主導」に転換することも、内閣機能強化の背景の一つとなっている<sup>2</sup>。

### 3. 省庁再編における内閣機能の強化

行政改革会議の最終報告等を受けて、省庁再編では次表のような改革を目指すこととされた。

表 省庁改革のポイント

政治主導の確立	国民主権の明記 / 内閣の行政権と国民主権の関係を確認 内閣総理大臣の発議権を明記し、その立案を助ける内閣府を新設 政治任用 / 内閣官房の幹部は特別職とし政治任用化 副大臣・大臣政務官の導入 / 各大臣の政治主導を支える補佐体制の整備 政策審議会整理 / 政策の決定は内閣の責任で行うことを明確化
縦割り行政の弊害の排除	権限から任務へ / 権限規定の廃止、任務（行政目的）に基づく省庁再編成（国務大臣数 20 人以内を 17 人以内、省庁数 22 を 12、官房・局の数 128 を 96 に削減） 府省間の政策調整 / 内閣府の総合調整と府省相互間の調整 政策評価 / まず各府省が自ら政策評価。総務省に第三者機関を設置
行政の透明化・自己責任化	独立行政法人化 / 目標を設定し事業運営を開示。各府省と総務省設置の第三者機関による二重チェックで評価し公表 政策評価の公表 パブリック・コメント手続 / 規制の改廃は広く国民の意見を聞く
行政のスリム化	省庁再編成・独立行政法人化・審議会の整理のほか、民営化・民間委託・廃止等国家公務員定員の削減

出所：中央省庁等改革推進本部事務局資料より作成

このうち、政治主導の確立等を目指す内閣機能の強化は、行政機構の大きく再編とともに改革の主眼として位置付けられた。その大要は次のとおりである。

#### (1)内閣総理大臣の発議権の明確化

総理が、その主導性を発揮できるよう、閣議の主宰者として、「内閣の重要政策に関する基本的な方針」等を発議できることを明記した（内閣法改正）。

#### (2)内閣官房の機能強化

総理の発議権の下で、内閣官房が総合調整機能を担うべく、内閣官房が「内閣の重要

政策に関する基本的な方針」等に関して新たに企画立案を行うことを明記した（内閣法改正）。

(3)内閣総理大臣の補佐体制の整備

内閣総理大臣補佐官の定数の上限を3人から5人に引き上げ、及び内閣総理大臣秘書官の定数を政令で定める（内閣法改正）。

(4)内閣官房の組織の整備

内閣官房に、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官を置く等、内閣官房の組織を整備する（内閣法改正）。

(5)内閣府の設置

内閣に、内閣官房を助けて、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整に関する事務（経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画等）をつかさどる内閣府を設置する。内閣府は、各省より一段高いところから総合調整を行うものと位置付け、経済財政諮問会議など重要政策に関する会議を置く（内閣府設置法）。

(6)特命担当大臣の導入

内閣府に、内閣の重要政策に係る行政各部の施策の統一を図るため特に必要がある場合に、総理を助けて企画立案及び総合調整などを行う特命担当大臣を置く（内閣府設置法）。

#### 4．内閣機能強化の現状

省庁再編後、森・小泉・安倍と政権が推移してきたが、その間の6年間で、内閣機能の強化の実態がどのような変遷をたどってきたのか、特に小泉政権における内閣機能強化を中心として若干の検証を行うこととしたい。

総理の権限 官邸は、「総理の性格、政治手法、総理と官房長官等との組み合わせ、時々の政治状況等によって異なった様相を呈する」中で<sup>3</sup>、小泉政権の5年間は、そのリーダーシップにより内閣機能の強化のための新制度が有効に活用されたとの評価も少なくない。歴代の総理に比べ小泉総理が官邸主導・総理主導を強く行使できた要因については、国民世論の高い支持とともに、政治改革による自民党総裁権限の実質的拡大（例えば、小選挙区制下での公認権、政治資金配分権、執行部人事権。派閥の権限の相対的縮小）

行政改革による総理権限の実質的拡大（例えば、閣議での総理の発議権の明確化、後述の経済財政諮問会議を用いた総理主導の政策決定、内閣官房・内閣府等総理補佐機構の整備、総裁権限拡大に伴う閣僚人事権の掌握）等が指摘されている<sup>4</sup>。

閣議における総理の発議権 福田内閣官房長官（当時）は国会答弁で、内閣機能の強化に関して、「省庁改革の趣旨は政治主導であり、政治主導とは総理主導によって国民に政策決定過程がよく見えるようにする」ことであるなどとし、「閣議において総理が発議権を行使し、その時々的重要課題に迅速に対処して内閣の存在を明らかにすることは、大きな意味があった」旨述べている。その上で、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革

に関する基本方針（骨太の方針）、改革と展望、特殊法人等整理合理化計画など総理の発議権行使による閣議決定の事例は多いとし、総理の発議という形でリーダーシップが発揮されているなどとした<sup>5</sup>。

内閣官房機能の強化 内閣官房の総合調整機能が発揮された事例として、情報セキュリティ対策の推進、都市再生の推進、食品安全行政の構築及び食品安全の確保、さらには、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進、拉致被害者・家族への支援策の推進などが挙げられており、福田内閣官房長官（当時）は、これらは従来、総理主導という形でなかなかできず、それが可能になったことは大きな変化であるとした<sup>6</sup>。

また、内閣提出予定法律案等件名・要旨調によると、内閣官房の立案件数（提出取りやめを含む）は、省庁再編前の平成11年2件、12年0件が、13年1件、14年1件、15年2件、16年5件、17年3件、18年5件と、逡増している傾向が見てとれる。

内閣官房の組織については、政策課題に応じ柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとすることとされており、その定員の推移を見てみると、平成12年度末377人が、13年度末515人、14年度末598人、15年度末627人、16年度末648人、17年度末665人となり、18年11月時点では680人と約1.8倍となっている。この定員のほか、内閣官房では各府省からの併任職員が業務を行っており、その数は、平成13年1月時点の445人が、13年4月で539人、15年3月637人、16年3月660人、17年3月732人、18年3月759人となり、18年11月時点では965人と大幅に増加しつつある。このことは、公務員削減と官邸機能強化の流れの中で、各省職員の純減と内閣官房職員の実質的純増が同時進行していること、また、内閣官房の少なくない業務が各省の併任職員や出向職員の依存の上に成り立ち、結果として出身省の一定の影響力が及ぶ可能性が高まっている現状を示している。

内閣府と経済財政諮問会議 内閣府の重要な機能として位置付けられる経済財政諮問会議は、森政権の下での発足当初は十分な機能を果たすまでには至らなかった。しかし、小泉政権となり、骨太の方針、予算編成の基本方針の策定などを通じて、財務省（大蔵省）が主導する傾向が強かった予算編成に同会議が重要な影響力を行使するなど、「小泉改革のエンジン」として、与党、各省、国民にとり大方の想定を超える機能を発揮した。竹中経済財政政策担当大臣（当時）は、国会答弁で、「議院内閣制は政治のトップが行政のトップを占めるもので、非常に強いリーダーシップを発揮できるはずであり、英国のサッチャーもブレアもそのような政策をとった。それを日本の議院内閣制の中でどのように定着させるかという、ある意味で壮大な実験が今行われつつある」との認識を示し、「その一つのスキームが経済財政諮問会議」である旨を述べている<sup>7</sup>。経済財政諮問会議のように総理自らが主宰する会議は、閣議を始め数多く存在したが、事務次官会議等で事前調整がなされたり、扱える政策が限定的であったなどのため、総理主導の意思決定は極めて稀であったのに対し、経済財政諮問会議は、経済財政の観点から大半の政策を取り扱うことができ、また、事前調整を必ずしも十分に経ることなく、小泉総理の意向による結論を導き出すことが可能であったため、内閣の政策全般に方向性を与える上で有効に機能したことが指摘されている<sup>8</sup>。反面、与党や霞が関との調整不足が課題とされ、小泉政権の終期には、財政・経済一体改革に係る政府・与党協議の場が別途設けられるなどする中で、その

性質を変じ、「経済財政諮問会議は改革のエンジンだったが今、改革のエンジンは党にあり、諮問会議は意見がぶつかり合うアリーナ」となった旨の見方も存在する<sup>9</sup>。

このほか、内閣府の運用実態を見ると、平成 13 年の省庁再編以後、総務省からの公正取引委員会の移管（平 15.4）、食品安全委員会（平 15.7 設置）、総務省からの日本学術会議の移管（平 17.4）、官民競争入札等監理委員会（平 18.7 設置）など、多くの組織が新たに内閣府に置かれている。また、少子化対策基本法（平 15.9 施行）、犯罪被害者等基本法（平 17.4 施行）、食育基本法（平 17.7 施行）、自殺対策基本法（平 18.10 施行）が、内閣府共生社会担当政策統括官の担当とされるなど、府省横断的な総合政策の受け皿として、各種会議と事務組織が順次新設されており、府省際業務への対応が活発化していることも特徴の一つとして挙げられる。

なお、内閣府は広報広聴機能も担い、小泉政権において国民との対話のため 174 回にわたるタウンミーティングが実施されたが、タウンミーティングでの参加・発言依頼、不明朗な会計処理など、不適切な運用実態が明らかとなった。内閣の広聴機能については、国民の代表たる立法府の機能と重複する部分もあり、その在り方は精査の必要があるように思われる。

内閣府特命担当大臣 平成 13 年 1 月の第 2 次森改造内閣では、7 項目（男女共同参画、沖縄・北方対策、防災、経済財政政策、科学技術政策、金融、規制改革）につき 6 名の特命担当大臣が任命された。小泉政権では、上記の 7 項目に加えて、時々必要性に応じて、構造改革特区、個人情報保護、食品安全、青少年育成、少子化対策、産業再生機構、食育を含む 7 ～ 11 項目につき、各内閣ごとに 6 ～ 8 名の特命担当大臣が任命され、安倍内閣においても、イノベーション、地方分権を含む 10 項目につき 6 名の特命担当大臣が任命されるなど、特命担当大臣の制度は一応の定着を見てきている。

安倍政権における官邸機能強化 安倍総理は、平成 18 年 9 月の所信表明演説で「官邸の機能を抜本的に強化し、政治のリーダーシップを確立」とし、また、官邸機能強化の例として、官邸の広報機能、海外への発信機能、危機管理等における情報収集機能等を挙げている<sup>10</sup>。安倍政権における政治のリーダーシップは、小泉総理のように総理個人が主として行使する手法ではなく、「チーム安倍」として総理とその補佐組織が行使する手法が採られつつあり、その一環として、小泉前内閣で 2 名であった内閣総理大臣補佐官につき定数上限となる 5 名を任用し、うち 4 名につき国会議員が充てられた。安倍総理は、この補佐官につき「各大臣は、政策を分担管理しているが、各省庁を横断する課題もあり、その課題の中で補佐官が任務を帯び、私の命を受けて、省庁間の調整や交渉、知見を生かしたアドバイス」を行うものであるなどとしている<sup>11</sup>。また、官僚出身者が一定のルールで任用される慣例にとらわれない、民間経験の長い事務担当内閣官房副長官の任命、各府省からの公募による官邸スタッフ 10 名（内閣官房内閣参事官）の採用、政策の企画立案に当たる官邸特命室の設置、「教育再生会議」や形骸化しているとの指摘がある安全保障会議を見直し日本版 NSC を創設すること等を検討する「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」の設置、さらには、政府税調への官邸関与の強化等、官邸機能強化に向けた取組が行われており、与党や各省との関係も含めて今後の動向が注目される。

## 5 . 今後の課題

内閣機能の強化は、時々政治情勢による短期的視点だけでなく、我が国の統治機構の本質を踏まえた中長期的視点からの検討が不可欠と言える。以下、官邸機能の強化に資する内閣官房スタッフの政治任用などを含め、内閣官房・内閣府機能の今後の方向性を考える上での幾つかの課題あるいは留意点につき取り上げてみたい。

**総理主導と議院内閣制** 内閣機能の強化は、行政各部に対する内閣の優位とともに、他の国務大臣に対する内閣総理大臣の優位という二面性を有しており、「総理主導」では、特に後者が焦点となる。法制度上、内閣は合議機関であり内閣総理大臣の独任機関ではないため、総理主導を突き詰めると「内閣統治」か「首相統治」かの問題に直面する。英国では、サッチャー政権時代に大きな問題とされ、最近では論争の不毛性から政府中枢の諸関係を捉える新たな枠組みとして「中核的執政論」が展開されている。これは、政府中枢において誰が統治しているか、内閣と首相のどちらが優位に立つかというゼロ・サム的な権力観にとらわれることなく、首相と他のアクター（大臣等）は相互依存関係にある等とするものである<sup>12</sup>。このような手法も参考にしつつ、憲法や関連法規定の在り方を含め、我が国の議院内閣制の再構築に向けた取組を進める必要があるように思われる。

**内閣官房・内閣府と各省の役割** 社会経済情勢の変化に伴い、行政の複雑多様化、各府省の政策間の相互関連性が一層進行し、単一省のみで政策を完結することは困難となりつつある。そのため、複数省にまたがる政策は、内閣官房あるいは内閣府が第一義的に対応すべきとする傾向も見受けられ、内閣官房・内閣府の組織が必要以上に肥大化して、本来期待されたところの機能を阻害する可能性も否定できない。今後、総理主導の下で内閣官房・内閣府と各省が担うべき政策と事務事業につき、責任の所在も含めた適切な役割分担の在り方が課題となる。

**経済財政諮問会議と各種政策会議** 政治主導、官邸主導を確立するため、内閣官房や内閣府に多数の政策会議等が新設される傾向にある。これらの会議体を分野ごとに、内閣官房や内閣府に「司令塔」として設置することは、機能的かつ効果的である反面、構成員がほぼ同一であったとしても、実態として各会議体自体が縦割り主義に陥り、経済財政諮問会議の検討対象や権限を実質的に限定する反射効果が生じたり、政策の方向性の混乱やバッティング、政策効果の相殺を招く懸念も存在する。省庁再編の制度設計を主導した橋本総理は、改革実施直後の行革担当大臣としての答弁で、「総理になり個々の施策の提言でなく全体を横に通して知りたいと考え、財政審、政府税調、社保審、経済審といった主要委員会の会長に集まってもらい議論したとき愕然とした。国全体を横に縫った総合的施策体系の中にあるべきものが全く別個に動き、意思疎通を欠いている。個別の審議会の提言がバッティングし、結局うまく使えない。総理のリーダーシップをより発揮し得る経済財政諮問会議がどうしても必要」である旨述べるとともに、「社会保障負担と税負担を合わせた国民負担率がどうあるべきか国民に問いかけたが、国民にばらばらにお願いし一度に答えるというのは無理があった。経済財政諮問会議は、そのような反省に立ち、内閣機能を

より強化する方向で考えたものであり、総合戦略の中心として内閣総理大臣のリーダーシップを支える役割をしていただきたい」旨を発言している<sup>13</sup>。この橋本行革の原点を踏まえれば、内閣官房や内閣府機能の拡大に伴って、経済財政諮問会議など重要政策会議や各種政策会議等の役割分担の在り方、また、各分野ごとに司令塔機能を有する各会議体の政策の整合性や優先順位付け、外交・安全保障・経済財政等を網羅した総合戦略の観点から総理のリーダーシップを補佐する、「各司令塔」にとっての「総合司令塔」的機能の在り方等が課題となる。

総理補佐体制の整備（官邸スタッフの政治任用等） 官僚主導から政治主導、官邸主導へ転換し、歳出削減や公務員制度改革など推進が困難な政策に取り組むためには、総理を直接補佐する官邸スタッフの在り方が極めて重要である。安倍総理は、前述の官邸スタッフ公募の理由として、「各省からスタッフが官邸に集まるが、どうしても出身省庁を見る、出身省庁との連絡役的色彩も濃い側面がある。官邸スタッフの意識を持ち、官邸で内閣が遂行している仕事を進め、省庁セクショナリズムに陥らない決意を持ってもらう観点から、橋を焼き落としてくるという意味で公募制度をつくった」旨述べている<sup>14</sup>。今後このような観点から、あるいは、職業公務員ではない政治任用職員の拡充も含めて、官民から優秀な官邸スタッフを確保するための体制整備の在り方が課題となる。政治任用については、米国のホワイトハウススタッフのみならず、議院内閣制を採る英国の首相官邸における特別顧問など、諸外国で効果的に活用されている事例もあり、我が国においても、その是非とあるべき制度の詳細の検討が求められよう。公務員の政治任用の議論を行うに当たっての留意点としては、政治任用のねらいの明確化（「政府の意思決定を掌握する意思決定中枢コントロール型」か、「政治の意思を職業公務員団に橋渡しする政官の橋渡し型」か、「高級アドバイザー型」か等）、政治任用者と職業公務員との役割分担の明確化と両者の協力関係の確立（政策企画、政党・議会・圧力団体との調整等に係る役割分担・協力関係の在り方）、政治任用者と政府内の国会議員（大臣、副大臣、大臣政務官等）との役割分担、許認可等における公正性の確保、職業公務員の中立性の確保（採用、研修、身分保障など）、人材供給源、退職後の受け皿、年金の扱いなど政治任用のための条件整備等が存在する<sup>15</sup>。

前述した「総合司令塔」的機能を検討する上でも、官邸スタッフは重要な意義・役割を有しており、今後、例えば英国のブレア首相が官邸に導入している公務員への指揮命令権を有する首席補佐官や、政治任用の特別顧問を主たる構成員とする政策局等を参考にしつつ、我が国の官邸における総理補佐体制の在り方を検討する必要があるように思われる。英国の首相官邸では、政治任用による 20 数名の特別顧問が置かれ、これらの特別顧問等の行為規範（地位、任命・解任、職務内容、職業公務員との関係、監督責任、給与等）が整備されており<sup>16</sup>、我が国において本格的な政治任用制度を導入する場合には、職業公務員との無用な混乱を避け、その機能が十分に発揮されるよう、政治任用者等に係る詳細な規範整備が不可欠となろう。

## 6. おわりに

内閣機能の強化をめぐることは、このほか、情報収集・分析体制、危機管理体制など検証すべき点が多いが、立法府との関係も、極めて重要な課題となる。総理主導による内閣機能の強化がなされた場合、立法府側もそれに即応した行政監督機能の充実・強化など、体制を見直す必要があることは、多くの識者が指摘するところであるが、立法府の対応は、省庁再編以前と大きな変化がないようにも思われる。例えば、重要政策を担当する内閣府特命担当大臣と、当該政策に密接な関連を有する各省大臣とが別人であるため、関係各委員会において所要の大臣質疑が困難となり、必ずしも十分な審議が行われなくなることも今後懸念され、各委員会の審議における大臣出席の柔軟化や副大臣・大臣政務官の更なる活用など、府省横断的な政策の審議方式の在り方を含めた検討が求められる。

議院内閣制における内閣の連帯責任につき、本来前提とされる「内閣と国会」の関係が、政党制の発達により「政府・与党と野党」の関係に変容するなど、理念と実態の乖離が見られる中で、内閣と国会の在り方の再構築、省庁再編後の内閣機能強化の進展を踏まえた、立法府側の体制整備が、喫緊の課題と思われる。

- 
- 1 戦前からの内閣機能強化の経緯等については、久保田正志「内閣機能強化の理念と実態」『立法と調査』No.227(2002.1)を参照。
  - 2 「内閣機能の強化」「政治主導」の多義性につき、留意が必要と思われる。一般に「内閣機能の強化」として用いられることが多いが、この場合の「内閣」とは、憲法に規定する議院内閣制の観点からの「内閣」、内閣の補佐組織である「内閣官房」あるいは「内閣府」、さらには「官邸」など、その意味する対象は実に様々である。内閣機能の強化につき、「内閣官房」の強化、「官邸機能」の強化、「内閣府機能」の強化、あるいは憲法に規定する組織体としての「内閣」全体としての権限の強化を指す場合、内閣の首班である総理の権限を強化することを指す場合等がある。「政治主導」についても、「行政府に対する立法府の主導」「政府に対する与党の主導」「官僚政治に対する政治家の主導」など、多義的な意味あいを持つ。
  - 3 古川貞二郎「総理官邸と官房の研究 - 体験に基づいて」『官邸と官房』(日本行政学会編 2005.5) 2頁
  - 4 竹中治堅『首相支配 - 日本政治の変貌』(中公新書 2006.5) 第5章
  - 5 第155回国会参議院内閣委員会会議録第2号6頁(平14.11.5)
  - 6 同上
  - 7 第151回国会衆議院内閣委員会会議録第17号22頁(平13.6.13)
  - 8 前掲4 158～160頁
  - 9 竹中総務大臣の閣議後記者会見(平18.5.23)での発言。
  - 10 第165回国会衆議院予算委員会会議録第2号4頁(平18.10.5)
  - 11 第165回国会参議院予算委員会会議録第2号27頁(平18.10.12)
  - 12 阪野智一「ブレアは大統領型首相か」『現代イギリス政治』(成文堂 2006.5) 26頁以下
  - 13 第151回国会参議院予算委員会会議録第8号18頁(平13.3.12)
  - 14 前掲10
  - 15 『平成15年度年次報告書』(人事院) 75～79頁参照。
  - 16 英国ブレア政権における官邸機能については、前掲12の30頁以下、特別顧問については、宮畑建志「英国ブレア政権の特別顧問をめぐる議論」『レファレンス』第664号(2006.5)に詳しい。